三鷹駅南口周辺
市立駐輪場（定期利用／機械式ゲート）ご利用案内

24 時間利用可／適宜巡回（防犯カメラ設置）

※ご利用契約中は本利用案内を保管し、記載事項を守ってください。　　2024. 9. 1 現在

B　禅林寺通り第２駐輪場
下連雀 3-37-26（**更新機あり**）

C　上連雀二丁目駐輪場
上連雀 2-7-25（**更新機あり**）

E　禅林寺通り第３駐輪場
下連雀 3-41-4

※利用料はＢあるいはＣの場内に設置している更新機にてお支払いください。

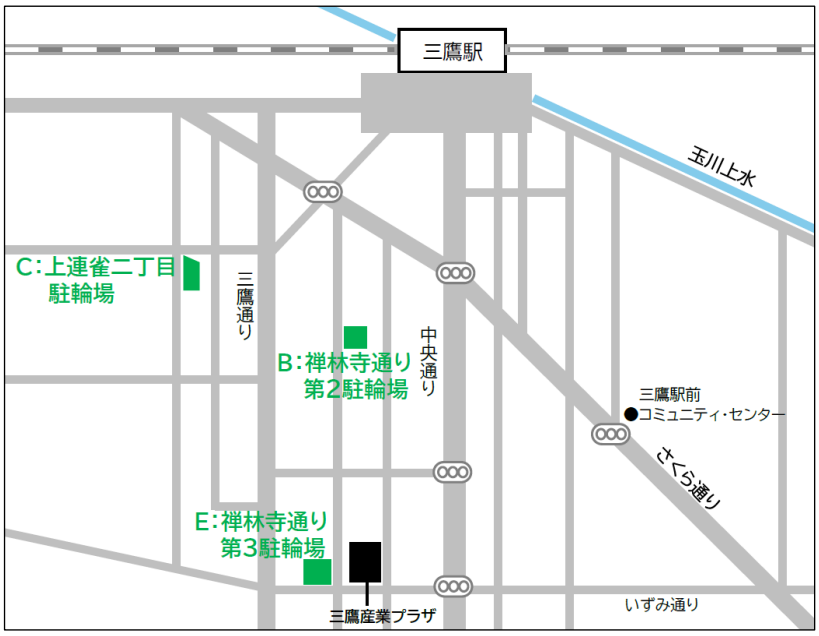

1. 定期利用料金（税込）

	名称	所在地	三鷹市民（市内在住）		三鷹市民以外	
			一般料金/月	学生等料金/月	一般料金/月	学生等料金/月
B	禅林寺通り第２駐輪場	下連雀 3-37-26	2,000 円	1,700 円	2,200 円	1,900 円
C	上連雀二丁目駐輪場	上連雀 2-7-25	2,000 円	1,700 円	2,200 円	1,900 円
E	禅林寺通り第３駐輪場	下連雀 3-41-4	1,500 円	1,200 円	1,700 円	1,400 円

※「学生等料金」は、学生・身体障がい者手帳や愛の手帳などを所持している方・生活保護受給世帯の方が該当します。
また、学生等料金適用の方は、毎年 3 月に証明書の確認をさせていただきます。

2. 新規利用申し込みについて

【お申し込み先】
（指定管理者）株式会社まちづくり三鷹　　**対応時間　月～日 9:00～17:00（祝・年末年始を除く）**
〒181-8525　東京都三鷹市下連雀 3-38-4 三鷹産業プラザ 2 階
電話　0422-40-9669／FAX　0422-40-9750

① 所定の申し込み用紙に必要事項をご記入の上、**直接指定管理者窓口へ提出してください。**
先着順でお受けします（申し込み用紙は、窓口または下記ホームページで入手可）。
駐輪場ご案内ホームページ　　**https://www.mitaka.ne.jp/bicycle_parking/**

② お手続きには、氏名と住所確認ができる本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）の提示が必要です。窓口で証明書をご提示ください。

③ 学生等料金適用を希望される方は、学生証、合格証、身体障がい者手帳、生活保護受給者証などの証明書類の提示も必要です。窓口で、証明書をご提示ください。

④ 受付後、定期利用券（IC カード）を発行し、窓口でお渡しします。その後、利用開始期限内（カードを発行した日から 10 日間）に、ご自身で駐輪場内設置の更新機で利用料を支払い、定期利用を開始してください。利用期限を超えると、カードは無効となります。

※窓口までご来社が難しい場合は、お問合せください。

＜ご注意＞
※満車の場合は空き待ち受付とし、空きが出た場合にご連絡します。その際、ご案内の期限内にお手続きされなかった場合は、権利放棄とみなし、次にお待ちの方に順番をお譲り頂きますのでご了承ください。
※三鷹市自転車安全講習会受講者は、受講番号/交付日をご記入ください。受講者は、空き待ちの順位が優先されます（有効期限内の受講者証所有者に限ります。）。
※駐輪場ごとのご契約になりますので、駐輪場を変更される場合は新規契約となります。その際は定期利用券発行手数料が別途必要です。

※横から見たタイヤの厚みが 67mm を超える自転車は、機械式ゲートの駐輪場はご利用できません。その他、利用できる自転車規格については、お問合せください。

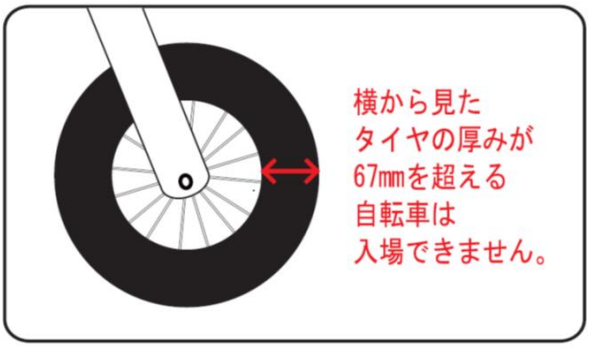

3.　定期利用の更新（お支払い）・解約について

●更新機：24 時間利用可
●更新機のある駐輪場：**Ｂ禅林寺通り第２駐輪場、Ｃ上連雀二丁目駐輪場**
※上記のどちらの更新機を使っていただいても、定期利用料金のお支払いができます。
●利用期間は、更新（お支払い）時に、**１ヶ月、３ヶ月、６ヶ月**から選ぶことができます。
●定期利用券（IC カード）、駐輪シール、つり銭、領収書の取り忘れにご注意ください。

【更新機の使い方】

【初回更新手続き（お支払い）について】

●**利用開始期限内（カード発行から 10 日間）に**、更新機で初回更新手続き（料金のお支払い）をしてください。
お支払い日がご利用開始日となります。
●初回更新手続き時に、**利用料金のほかに発行手数料 500 円（税込）が加算請求されます。**

●**更新機から発行される駐輪シールには利用期限日が記載されています。**
必ずご確認の上、後輪泥除けなど自転車の見えやすい位置に貼ってください。

【継続更新手続き（お支払い）について】

●更新期限内に更新機で利用料をお支払いいただくことで、利用が継続できます。
更新期限内にお支払いされず更新期限が過ぎた場合は、**自動解約**となりますのでご注意ください。
●定期利用の継続更新は、３.に記載の駐輪場に設置してある更新機で、必要な月数（１ヶ月、３ヶ月、６ヶ月から選択可）の利用料金をお支払いください。

●利用期限日の 10 日前から、10 日後までの間に更新手続きができます。ただし、更新手続き日に関わらず、更新起算日は利用期限日の翌日となります。

●利用期限日を過ぎてから 10 日間手続きをされない場合は、更新切れとなり利用契約は無効となります（利用期限日は駐輪シールでお確かめください）。その後の利用を希望される場合は、再度新規の申し込み手続きをしていただく必要があり、満車の場合は「空き待ち」となります。

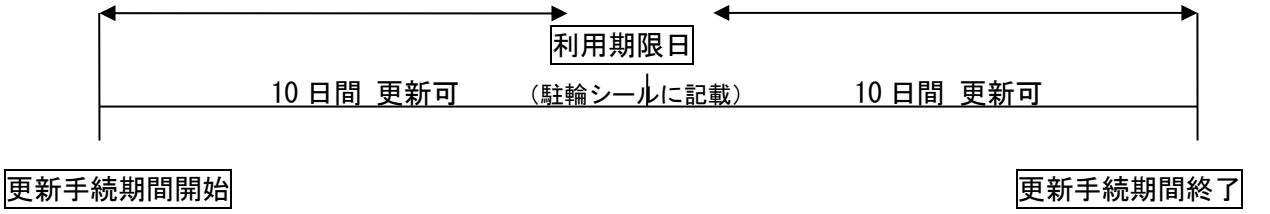

※更新期限切れは**自動解約**となります

●学生等料金適用の方は、毎年３月に料金適用の証明書確認が必要です。詳しくは、駐輪場に都度掲示のご案内等にてご確認ください。

【途中解約について】

●契約途中の解約は、所定の手続きが必要です。返金が発生する場合は、１ヶ月単位で残金を計算し返金します。（日割り計算での返金はできません）詳しい手続き方法は、指定管理者へお問い合わせください。

4. 定期利用券（ICカード）の取扱について

＊カード裏面に記載の取扱い注意事項をご確認ください。

●定期利用券の取扱には十分ご注意ください。折り曲げたり、高温の場所に置いたりしないでください。
●定期利用券は契約者（利用申込者）以外の方に譲渡、または貸与できません。
●紛失・盗難・破損の際は直ちに指定管理者までご連絡ください。
（ＩＣカードデータ不良を除く再発行の場合は、再発行手数料 500 円（税込）がかかります）

5. 入庫方法について

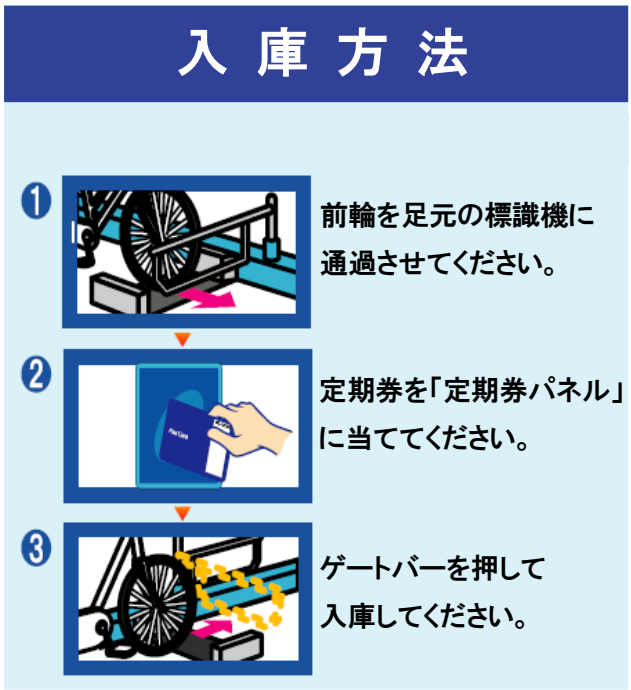

●入口ゲートでは、自転車の前輪を足元の識別機（センサー）を通過させてから、定期券パネルに定期利用券を当ててください。
その際、**定期利用券を他のＩＣカード（Suica・PASMO・クレジットカード等）と一緒に定期券パネルに当てると、データ読み取りに不具合が生じ、ゲート操作ができない場合があります。**
エラーが生じた場合は、あわてず一度自転車を黄色線まで戻してゲート機器をリセットしてください。
※ゲート操作に不具合がある場合、カード内データが破損している場合があります。指定管理者へお問い合わせください。

●自転車なしで入退場する場合は、定期利用券で出入口ゲートを通らず、「歩行者用出入口」をご利用ください。
※定期利用券で自転車の入出庫のデータ管理をしています。一度入庫処理をすると、次に自転車で入庫しようとしたときに入れなくなりますのでご注意ください。

＜ご注意＞
※定期利用券をお忘れの場合は、契約された駐輪場はご利用できません。
※定期利用券の利用期限切れ、更新期限切れにご注意ください。ゲート非解錠の原因になります。

6. 駐輪方法について

●場内は駐輪区画の指定はありません。駐輪は場内のラックに停めてください。大型の自転車やタイヤの小さな自転車、また体のご不自由な方は、優先駐輪スペース「思いやりゾーン」をご利用ください。
●タイヤの形状などによる不安定な状態の駐輪とならないよう、場内の安全にご配慮ください。
●駐輪場利用時、何かお困りの際は、**インターホンにてサポートセンターへご連絡**ください。
インターホンは、更新機または出口認証機（定期券パネルのある機械）に設置しています。

7. 出庫方法について

●自転車なしで退場される場合は、歩行者用出入り口をご利用ください（定期利用券で入出庫のデータ管理をしています）。

●出庫・退場時には、歩行者・自動車などにご注意ください。

8. その他ご利用上の注意事項など

・ご利用に際しては、定期利用規約を遵守して、安全に注意してご利用ください。
・定期利用はご契約された駐輪場をご利用ください。それ以外の場所ではご利用はできません。
駐輪場は機械式ゲートを使って入出庫していただきます。24 時間利用できます。
・駐輪シールは、後輪泥除けカバー（カバーがない場合は後方から見やすい場所）に貼ってください。
・定期利用を更新する場合は、2 ヶ所の駐輪場にある更新機を利用してお支払いください。定められた期間内に更新手続きを行わないと、利用継続はできません。
・場内では、自転車からおりて押して歩いてください。
・駐輪の際は、必ず自転車に鍵をかけてください。盗難などの責は負いかねます。
・契約区画と異なる場所に駐輪しないでください。その他不正利用の場合は契約を取り消します。
・利用期限日から 7 日を越えて駐輪してある自転車等は撤去の対象となります。
・当駐輪場は、駐輪場所を提供するものであり、自転車等を保管する場所ではありません。
・利用者に起因する場内の盗難、損傷、事故等による損害については三鷹市及び指定管理者はその責任を負いません。
・災害、事故及び故障などのためご利用いただけない場合があります。その際金銭による補償はいたしません。
・定期(月ぎめ)駐輪シールは他人には譲渡または貸し出しできません。
・駐輪場内には思いやりゾーンがあり、大型の自転車やタイヤの小さな自転車、また体の不自由な方、ラックにとめにくい方等の優先駐輪スペースです。
・駐輪場内や、ほかの方の自転車カゴにゴミを捨てないでください。場内設置やほかの方の自転車は破損させないでください(防犯カメラ作動中)。
・一部の特殊自転車、太いタイヤの自転車はゲートのセンサーで識別できず、ご利用いただけません。利用できる自転車の規格については指定管理者へお問合わせください。
・その他駐輪場の利用詳細につきましては、三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例・施行規則に準用します。
・駐輪場内では、お互いに譲り合って気持ちよく利用できるようお願いいたします。

【三鷹市立駐輪場(定期利用/機械式回転ゲート）利用規約】

2024.4.1改定

利用規約を必ずお読みいただき同意いただける場合のみご利用申請をお願いします。
また、ご契約者名は実際にご利用される方のご氏名の登録をお願いします。

（駐輪場・設備について）

- 当駐輪場は、市の指定管理者である株式会社まちづくり三鷹（以下「指定管理者」という。）が管理運営するものです。
- 当駐輪場は、所定の契約申込みにより定期契約（以下「契約」という。）した利用者が契約の証として交付される定期シールを貼付した車輌（以下「登録車輌」）の駐輪において定期利用することができます。
- 当駐輪場は、原則、道路交通法で普通自転車と定義される車両（二輪）のみ駐輪できます。スタンドなしの自転車は利用できないエリアがあります。
  ※特殊な自転車（三輪車、タイヤ形状の特殊なもの、双子用特殊自転車等の変形自転車等）は契約申込み前に別途ご相談ください。
- 駐輪場内にはラックがない白線引きの思いやりゾーンがあり、幼児２人同乗用自転車等大型の自転車やタイヤの小さな自転車、また体の不自由な方、ラックにとめにくい方等の優先駐輪スペースです。
- 駐輪場内の空いているラックまたは白線内に停めてください。駐輪枠外の通路等には駐輪できません。
- 契約エリアが区別されている駐輪場は、契約エリア外には駐輪できません。
- 契約エリアが区別されている駐輪場は、エリアごとに契約可能台数・定期利用料金等が異なります。また、エリアにより、車高・車重・車輪・車枠のサイズ等に制限がある場合があります。規格外と判断された車輌は契約できません。

（利用時間等）

- 当駐輪場は、定期契約済みの利用者が、定期期間中に24時間利用できるものとします。
- 天災その他やむを得ない事情により、駐輪場の管理及び利用が困難であると三鷹市あるいは指定管理者が判断した時は、駐輪場を閉鎖する場合があります。その場合、利用料返金等の費用弁償はありません。

（定期利用の申込等）

- 定期利用契約の手続き方法は、指定管理者の定めによるもとのします。
- 法人名義での契約はできません。個人名義での契約に限ります。
- 定期利用は、使用車種にかかわらず、申込順に１人１台１エリアに限り、随時受付します。契約者本人以外の利用はできません。
- 駐輪場の契約に際して定期利用券（ICカード）を発行します。カード発行手数料が500円（税込）が発生します。
- 定期契約は暦日更新です。
- 利用開始日は初回支払い日とします。定期利用券（ICカード）を発行後、利用開始期限内（カードを発行した日から10日間）に、利用者自身で駐輪場内設置の更新機で利用料を支払い、定期利用を開始してください。
- 利用開始期限日を超えると、カードは無効となります。
- 契約上の権利の譲渡および名義変更（婚姻等による氏名変更は除く）はできません。
- 満車の場合は「空き待ち」として受付します。その際、三鷹市自転車安全運転講習会受講者（有効期限内の受講者証所持者に限る）は順位を優先します。
- 空き待ちの複数申込みはご遠慮ください。

（利用手続・定期シール）

- 空き待ちを含む申込や契約の手続き及びお支払方法は、指定管理者の定める方式によるものとします。
- 利用料金支払い後、定期シール発行口から定期シールを取り出し、自転車の見えやすい場所（後輪泥除け等）に利用者自身で貼付してください。
- 定期シール貼付が無い車輌や、有効期限切れの定期シール貼付の車輌は不正駐輪とみなし移動・撤去の対象になります。
- 定期シールは１契約につき１枚のみ有効です。複数枚の同時発行はできません。
- 利用期限日は利用者毎に異なります。定期シールで確認ができます。

（利用料金等）

- 契約期間等に対応する利用区分・定期利用料金は、三鷹市の条例に基づき決定され利用案内看板等に記載します。
- 各種割引料金は、利用申込み時に以下の「証明となる書類等の写し」を提示することで適用されます。
  未提示の場合は市外料金（通常料金）が適用されます。
  【市内料金（割引）】
  三鷹市内在住の証明となる公的書類（氏名と住所を同時に判別できるもの）
  【学生等料金（割引）】
  高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校（専門学校含む）、大学（夜間・通信含む）及び高等専門学校が発行する、「学生証」・「合格通知」・「在学証明書」・「通学証明書」など通学の証明となるもの
  【一般（減額）割引料金】
  公的機関が発行する「身体障がい者手帳」・「精神障がい者保健福祉手帳」・「愛の手帳」・「生活保護受給者通知書」等

（利用継続のための更新）

- 契約更新は、更新期限内に更新機で利用料をお支払いいただくことで成立します。
- 利用期限日の10日前から、10日後までの間を更新期限とします。ただし、更新手続き日に関わらず、更新起算日は利用期限日の翌日となります。
- 更新月数は、更新機で利用料をお支払いになる際に、選択できます。
- 駐輪場毎の契約となります。駐輪場を変更される場合、新規契約となり、定期利用券（ICカード）の発行手数料が別途必要です。
- 利用期限を過ぎた場合は更新切れとなり、契約は無効となります。その後の利用を希望される場合は、再度新規の申し込み手続きをしていただく必要があり、満車の場合は「空き待ち」となります。
- 契約時の登録内容を変更される際は、所定の手続きが必要です。
- 学生等料金あるいは一般（減額）割引適用希望の方は「新規契約時」および「毎年度末（３月末）」に各種証明書の確認が必要です。
  年度末の証明書確認方法は、事前に現地告知物などでお知らせします。

（支払）

・ 利用料金及び各種発行手数料は、更新機のある駐輪場でお支払いください。支払い方法は現金決済のみです。
・ 初回利用開始時に、利用料金のほかにカード発行手数料が加算請求されます。

（途中解約）

・ 契約途中の解約は、所定の手続きが必要です。
・ 返金が発生する場合は、1ヶ月単位で残金を計算し、返金します。日割計算での返金はできません。

（定期利用券（ICカード）及び駐輪シールの取り扱い、再発行等）

・ 定期利用券（ICカード）の取扱いには十分ご注意ください。折り曲げたり、高温の場所に置いたりしないでください。
カードの裏面に記載の取扱い注意事項をご確認ください。
・ 定期利用券（ICカード）及び定期シールは、他人に譲渡、または貸与できません。
・ 定期利用券（ICカード）及び定期シールを紛失・破損・盗難された場合は、直ちに指定管理者までご連絡ください。再発行手続きを承ります。
その際の手続きは、指定管理者の定める方式によるものとします。
・ 定期利用券（ICカード）及び定期シールの紛失に起因する損害については、指定管理者は責任を負いません。
・ 定期利用券（ICカード）の再発行は、所定の手続きが必要です。その際、ICカードデータ不良を除き、再発行手数料500円（税込）
がかかります。

（自転車の盗難、破損等）

・ 当駐輪場は駐輪場所を提供する施設であり、利用者の車輌その他の物品を預かる保管施設ではありません。
そのため、三鷹市及び指定管理者は施設内での盗難・紛失・破損・事故・利用者様同士のトラブル等による損害の責を負いません。
・ 駐輪場内での車輌の盗難、紛失あるいは事故発生の際は、利用者自身で警察への届出をするとともに、指定管理者へご連絡ください。

（利用上の注意）

・ 駐輪場をご利用の際は、場内掲示のご案内・利用規約等をご確認いただき、厳守ください。
・ 駐輪場への入退場の方法及び駐輪の方法は、指定管理者の定めによるものとします。
・ 定期利用券（ICカード）を不携帯の場合、契約された駐輪場はご利用できません。
・ 駐輪場に関するご案内をご登録の連絡先にご連絡させていただく場合がございます。
・ 利用者における使用上の誤り、あるいは登録車輌以外を使用したことによる破損等、
利用者自身の故意または過失に基づく駐輪場の施設、機器の破損が発生した場合、損害はすべて利用者自身のご負担となります。
・ 定期シールを貼付している自転車の修理等により代車を使用する時は、指定管理者へご連絡ください。
・ 駐輪場内は必ず車輌から降りて押して歩いてください。また、駐輪の際は必ず施錠をしてください。（二重ロック推奨）
特に、夜間の駐輪をするときは完全な施錠をしてください。
・ 駐輪場利用に際し、以下の禁止行為、またはその疑いのある行為を行わないものとします。
これに反した場合、定期利用契約を終了とします。その場合、返戻や弁償はしません。
駐輪場内で火気の使用又は、ゴミ、汚物の散逸など管理上支障となる行為
駐輪場内で公序良俗、その他の法令もしくは刑事法規に違反する行為
指定管理者が不適切と判断する行為
他の利用者その他の第三者の権利、利益を侵害する行為
駐輪場の適正な管理運営に著しく有害な行為（カスタマーハラスメントに該当する行為を含む）
・ 利用者が、故意又は重大な過失によって、駐輪場施設、場内の他の車輌又は人身に損害を与えたときは、
その損害を弁償していただく場合があります。
・ 契約期間を過ぎて駐輪されている車輌及び定期シールの貼付が無い車輌は、三鷹市にて撤去、処分の対象となります。
・ 場内駐輪スペースの有効活用のため、駐輪車輌をエリア・駐輪枠内で整理・移動する場合があります。
・ その他駐輪場の利用詳細は、三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例・施行規則によります。
・ 暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員のご利用はお断りいたします。
・ 駐輪場内では、お互いに譲り合って気持ちよく利用できるようお願いします。
・ 本規約は必要に応じ事前告知なく変更する場合があります。

三鷹市立駐輪場（定期利用/機械式回転ゲート）申込時の個人情報の取扱いについて

株式会社まちづくり三鷹では、個人情報の適切な取扱いを期しています。三鷹市立駐輪場の利用ご希望の皆様から収集する個人情報の取扱いに関しましては下記のとおりです。
下記の事項をご理解いただき、個人情報の提供にご同意の上、お申し込みください。

当社では、駐輪場の管理運営を目的として、皆様の個人情報の一部を収集・保管しています。それ以外の目的で皆様の個人情報を利用することはありません。駐輪場管理運営上「株式会社東海技研」「株式会社グローバルワーキングサポート」及び「公益社団法人 三鷹市シルバー人材センター」に業務委託します。その場合、委託業者にも当社と同様のレベルで個人情報についての管理を徹底いたします。また、当社は、収集させて頂いた個人情報を皆様の同意なしに他社に提供することはありません。
個人情報の提供は皆様の自由なご判断に任されます。ただし、個人情報の一部を提供していただかない場合は利用に関する管理をしかねる場合がありますことをご了承願います。
皆様には、当社に提出して頂いた個人情報について、利用目的の通知及び当社が個人情報等を保有する期間内には個人情報の開示、訂正、項目の追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の停止、第三者提供記録の開示を求める権利があります。自己の個人情報の開示等の請求を行いたいときは、下記窓口までご連絡ください。
ご提供いただいた個人情報の取扱いに関する苦情・ご相談につきましても、下記窓口までお申し出ください。

【個人情報お問合せ窓口】 個人情報相談窓口
TEL:0422-40-9669(月～金 9:00～17:00)
FAX:0422-40-9750
メールアドレス:privacy@mitaka.ne.jp

指定管理者
株式会社まちづくり三鷹 個人情報保護管理者
経営事業部長 TEL：0422-40-9669